



セミナー・教室 Seminar&Lesson

公共職業訓練 6月期生の募集

ポリテクセンター秋田では、求職者を対象にものづくり分野に関する専門的スキル・知識を習得するための職業訓練を行っています。

【訓練期間】6月2日(金)～11月30日(金) (6か月) 【時間】9:30～15:40

【場所】ポリテクセンター秋田(湯上市)

【訓練科(定員)】テクニカルオペレーション科(15人)

【受講料】無料(テキスト代などは自己負担)

【募集期限】4月22日(金)

【応募資格】ハローワークに求職申込をされた方で、新たな技術・スキルを身につけて再就職を希望される方

【問合せ】秋田職業能力開発促進センター(ポリテクセンター秋田) 訓練課 受講者第一係 ☎018-873-3178

募集 Recruitment

青空マルシェ・クラフト市 出店者募集

【日時】6月12日(土)・13日(日)

9:00～16:00

【場所】落合運動公園

【募集内容】クラフト、手芸、

食品、フリーマーケット

情報はホームページからも

【募集期限】4月20日(金)

【その他】申込方法など詳しくは下記まで。

【問合せ】▶堀部 ☎090-2884-3896

LINE ID ssrc.asami ▶安杖 ☎090-

5849-5399 ※電話はいずれも17時

以降をお願いします。

募集 Recruitment

県営住宅の入居者募集

【募集住宅】県営船場町住宅(大仙市大曲船場町)

【募集戸数】鉄筋コンクリート造4階建て(平成6年度建設) 3DK 1戸

【家賃】3DK 23,100円～

【募集期間】4月1日(金)～9日(木)

【入居可能日】5月1日(土)～

【入居条件】単身不可、住宅困窮状況、所得など(詳しくは県ホームページまたは下記までお問い合わせください)

【問合せ】仙北地域振興局 建設部建築課

☎0187-63-3113

相談 Consultation

行政相談委員 が委嘱されました

この度、4月1日付けで、次の3の方が、総務大臣より行政相談委員に委嘱されました。田沢湖地区は、これまで永く務められた難波輝子さんの任期が満了し、新たに羽川茂幸さんが委嘱されました。

行政相談委員は、総務大臣から委嘱を受け、国の仕事などについての苦情や意見・要望を受け、皆さんと関係行政機関との間に立って、その解決を図る「行政と住民のパイプ役」です。

それぞれ自宅で相談を受付けているほか、定例相談所を開催しています。

【行政相談委員】



◆羽川茂幸 ☎42-2385 田沢湖田沢字沼田102-1



◆大柴進 ☎53-2690 角館町七日町34



◆新山敦晃 ☎47-2746 西木町西明寺字宮田18

【4月相談所開設日・場所】▶14日(金)・市役所神代出張所 ▶15日(土)・角館交流センター ▶21日(金)・田沢湖総合開発センター ▶23日(日)・市役所松木内出張所

【時間】13:00～16:00

【問合せ】仙北市総務課 ☎43-1111

相談 Consultation

仙北市社会福祉協議会 4月の心配ごと相談日

社会福祉協議会では、相談援助活動として心配ごと相談を行っています。お気軽にご利用ください。

【日時・場所】▶8日(金) 13:00～16:00・社会福祉協議会角館支所 ▶14日(木) 13:00～16:00・市役所神代出張所 ▶19日(水) 10:00～12:00・社会福祉協議会西木支所 ▶21日(金) 13:00～16:00・田沢湖総合開発センター

【問合せ】仙北市社会福祉協議会 ☎52-1624

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されることになっています。令和2年度からの保険料率に変更はありませんが、所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置について、変更されます。

令和3年度の保険料額は、例年と同様に7月中旬頃に通知する予定です。

後期高齢者医療保険料の内訳



均等割額の軽減措置が変更されます

Table with 3 columns: 世帯の総所得金額などの基準 (世帯=世帯主+被保険者全員), 軽減割合, 均等割額. Rows show various income thresholds and corresponding rates (7.75%, 7%, 5%, 2%, 5%).

Table with 3 columns: 世帯の総所得金額などの基準 (世帯=世帯主+被保険者全員), 軽減割合, 均等割額. Rows show updated income thresholds and rates (7%, 5%, 2%, 5%).

- ※次の要件を満たす方は「給与・年金所得者」より除きます。▶給与の総収入が55万円を下回る場合 ▶公的年金などの総収入が125万円を下回る場合(65歳未満の方は60万円)

保険料率の算定について

2年ごとに改定される保険料は、「秋田県後期高齢者医療広域連合」が決定しています。市町村では、広域連合で決定した保険料率にもとづき、保険料の通知書や納付書を皆さまに送付しています。

今回の保険料率改定においては、医療費の増加や健診費用の助成を行う高齢者保健事業の拡大などを要因として、皆さまに納めていただく保険料を引き上げることになりました。算定の経緯については、広域連合のホームページ(https://www.akita-kouiki.jp/)でも紹介していますのでご参照ください。また、保険料に関する疑問・質問については、右記までお問い合わせください。



広域連合 ホームページ

令和3年度の後期高齢者医療保険料について 保険料の軽減措置が変わります

問合せ

秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎018-853-7155 総務課 ☎018-833-0610

お知らせ

Information

秋田内陸線 特別企画乗車券発売のお知らせ

秋田内陸線では、新年度より現在の企画乗車券を大幅にリニューアルし発売することになりましたので、お知らせします。

| 乗車券 | 発売期間 | 利用期間 | 有効期間 | 発売金額 |
|-----------------------------------|--------|------------------------|-------------|--|
| ①「秋田内陸ワンデーパス」 (区間別3種・急行利用可) | 4月1日困～ | 4月1日困から、以後1か月前からの前売り可能 | 券面指定の1日限り | ▶全線タイプ(鷹巣駅～角館駅間有効) 大人2,500円、小人1,250円 ▶Aタイプ(鷹巣駅～松葉駅間有効) 大人1,500円、小人750円 ▶Bタイプ(阿仁前田温泉駅～角館駅間有効) 大人1,500円、小人750円 |
| ②「秋田内陸ツーデーパス」 (全線有効・急行利用可) | | | 指定日から2日間有効 | 大人3,500円、小人1,750円 |
| ③「バスデー1日乗り放題きっぷ」 (全線有効・急行料金別途) | | | 券面指定の1日限り | 大人1,500円、小人750円 |
| ④「運転免許返納パスポート」 (全線有効・急行料金別途) | | | 発売日から3か月間有効 | 10,000円 |

【その他】▶現在発売中のホリデーフリーきっぷ、ウィークデーフリーきっぷ、ファミリーレジャーきっぷ、旅行センター乗継きっぷは3月31日で廃止になりました。▶乗車券の発売場所や利用条件など詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問合せ】秋田内陸縦貫鉄道株式会社 ☎0186-82-3231

お知らせ

Information

介護保険事務所から

令和3年度からの介護保険料が決定しました

保険料基準額(月額) 6,700円

介護保険制度では、3年ごとに介護保険事業計画を見直し、サービス費用の見込額などにもとづき、65歳以上(第1号被保険者)の方が負担する介護保険料を決めることになっています。令和3年度から5年度までの保険料基準額は月額6,700円です。住民税の課税状況と所得によって下表の第1～第9段階に分かれます。

【令和3年度～5年度の保険料額からの変更点】▶介護給付費の増加などにより、基準額(月額)が400円の増となっています。

▶低所得者の負担軽減を図るため、消費税などを財源とする公費を投入することで、保険料率が第1段階は0.5から0.3に、第2段階は0.625から0.375に、第3段階は0.75から0.7にそれぞれ下がっています。また、本人課税の段階では、第8段階の所得が200万円以上から「210万円以上」に、第9段階の所得が

300万円以上から「320万円以上」に変更されます。

【特別徴収(年金からの差し引き)について】▶昨年度から引き続き特別徴収されている方は、4月分と6月分の介護保険料が2月分の介護保険料と同額となるため、4月の通知書を送付しません。▶ただし、4月から初めて特別徴収が開始される方には通知書を送付しています。▶8月以降の介護保険料については、前年の所得が確定し年間の介護保険料が決定する7月上旬頃に通知書を送付します。

～介護保険料は介護を社会全体で支える介護保険制度の大切な財源です。皆様のご理解とご協力をお願いします～

【問合せ】介護保険事務所 保険給付班 ☎0187-86-3911

【第1号被保険者の介護保険料】

| 段階 | 区分(令和3年度の住民税課税状況など) | | 保険料(年額) | |
|------|---------------------|---|----------|-----------|
| 第1段階 | 世帯全員が 住民税非課税 | 生活保護を受給している方 本人の前年の【合計所得金額+課税年金収入額】が80万円以下の方 | 24,120円 | 基準額×0.3 |
| 第2段階 | | 本人の前年の【合計所得金額+課税年金収入額】が120万円以下の方 | 30,150円 | 基準額×0.375 |
| 第3段階 | | 本人の前年の【合計所得金額+課税年金収入額】が120万円を超える方 | 56,280円 | 基準額×0.7 |
| 第4段階 | 住民税課税世帯 (本人非課税) | 本人の前年の【合計所得金額+課税年金収入額】が80万円以下の方 | 70,350円 | 基準額×0.875 |
| 第5段階 | | 本人の前年の【合計所得金額+課税年金収入額】が80万円を超える方 | 80,400円 | 基準額 |
| 第6段階 | | 本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 100,500円 | 基準額×1.25 |
| 第7段階 | 住民税課税世帯 (本人課税) | 本人の前年の合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方 | 104,520円 | 基準額×1.3 |
| 第8段階 | | 本人の前年の合計所得金額が210万円以上、320万円未満の方 | 120,600円 | 基準額×1.5 |
| 第9段階 | | 本人の前年の合計所得金額が320万円以上の方 | 140,700円 | 基準額×1.75 |

お知らせ

Information

ストップ踏切事故!

農繁期を迎え、踏切を横断することが増えてきます。踏切事故の多くは、列車が通過する直前の横断や自動車などが停滞・エンスト・落輪することが原因で市内においても発生しています。警報器や遮断機がある踏切でも横断するときは、必ず一時停止し、安全確認を行い、踏切事故に遭わないよう注意してください。

▶列車はすぐに停止できないので、踏切の手前では必ず一時停止をして、目と耳で列車が接近していないことを確認しましょう。

▶警報機が鳴っているときや、遮断機が下りていたり、下り始めているときは、絶対に踏切に侵入しないでください。

▶踏切を越えた先に自分の車が止められるスペースがない時は、絶対に踏切に侵入しないでください。

【問合せ】仙北市企画政策課 ☎43-1112

お知らせ

Information

善意ありがとうございます

【仙北市社会福祉協議会へ寄付】

2月受付分、敬称略

- ◆佐藤嘉余子(角館町上菅沢)
- ◆藤峰成利(角館町山根町)
- ◆医療法人佐藤医院
- ◆金野ルリ(生保内字造道)
- ◆橋本慶悦(角館東前郷字七ツ関)
- ◆門脇博之(卒田字出口)

【仙北市内小中学校へ学校用図書への寄贈】
敬称略

- ◆仙北市PTA連合会 会長 菊地道彦

お知らせ

Information

介護保険事務所から

地域密着型サービス事業所を公募します

【公募するサービス】①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②看護小規模多機能型居宅介護 ※整備期間は令和3年度～5年度

【応募要件】▶設置主体が法人であること(②は病床を有する診療所の開設者でも可)▶整備期間内に事業の開始が可能であること▶介護保険法第78条の2第4項各号に該当しないこと▶公募に係る説明会に参加すること

【公募に係る説明会】《日時》4月27日(日)10:00～《場所》大仙市役所仙北庁舎3階大会議室
【申込方法】任意様式に「法人名、参加者名、電話番号、開設を希望する事業名、開設予定地、開設予定時期」を明記しファックスにより申し込みください。なお、ファックス送信後に届いたか電話で確認をしてください。(参加は2人まで)

【申込期限】4月22日(金)17:00

【申込・問合せ】介護保険事務所 指導監査班 ☎0187-86-3913
FAX 0187-86-3914

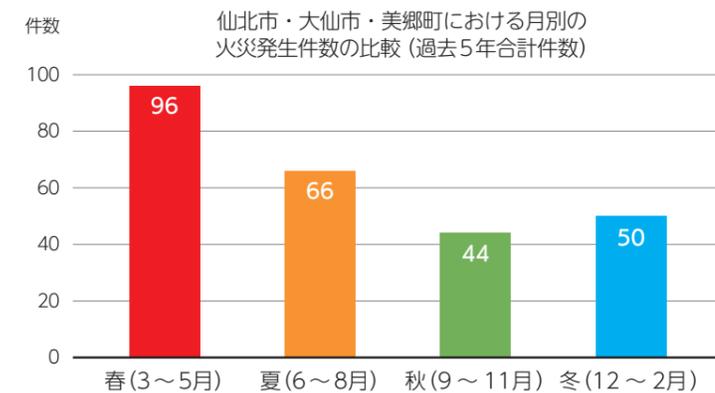
お知らせ

Information

「春の火災予防運動」が始まります!

4月4日から10日までの7日間、秋田県内で一斉に春の火災予防運動が行われます。春は全国的に空気が乾燥しやすく、また低気圧の発達にともない強風が吹き荒れるため、万が一火災が発生した際に広範囲に燃え広がる恐れがあります。

実は1年を通して最も火災が多いのは春です。火災の原因は、ごみ焼き、枯れ草の火入れがほとんどを占めています。また、野焼きや簡易焼却炉によるごみ焼きは法律で禁止されています。タバコなどの小さな火でも大きな火災につながる危険性がありますので、火気の取り扱いには十分注意しましょう。



【問合せ】角館消防署 予防班 ☎54-2302

住宅用火災警報器設置状況調査について

火災予防運動期間中、消防職員が市内のお宅にお伺いして住宅用火災警報器の設置状況について聞き取りを予定しています。警報器の設置の有無や点検の実施状況についての簡単な調査です。伺った際にご協力よろしくお願いします。※新型コロナウイルス感染症の発生状況によっては電話調査とする場合があります。

【対象地域】▶《角館地域》八割、下延地域 ▶《西木地域》松木内字山口地域、松葉地域 ▶《田沢湖地域》向生保内地域

【対象地域ごとの問合せ】▶《角館地域》角館消防署 ☎54-2302 ▶《西木地域》角館消防署西木分署 ☎48-2324 ▶《田沢湖地域》角館消防署田沢湖分署 ☎43-1139

お知らせ

Information

休日救急医療連携事業の終了

比較的病状が軽い方を対象に大曲厚生医療センターと市立角館総合病院で実施してきた休日救急医療連携事業が、3月31日で終了となりました。4月から、大曲厚生医療センターと市立角館総合病院の救急外来で比較的病状が軽い方も受け付けますので、急患の方は、これまでどおり両病院をご利用ください。なお、救急外来は、大曲中通病院でも受け付けています。

【問合せ】大曲仙北広域市町村圏組合事務局管理課 ☎0187-62-5187